

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の懲戒処分を受けた弁護士

記

- 1 処分を受けた弁護士 東京弁護士会
2 処分を受けた弁護士 氏名 谷笹 孝史
登録番号 30034
事務所 東京都千代田区丸の内1-4-1
丸の内永楽ビルディング21階
株式会社産業革新機構

- 3 処分の内容 業務停止1月
4 処分が効力を生じた年月日 令和8年6月30日
令和8年7月1日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

- 令和8年7月15日 栃木県教育委員会
1 失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名及び本籍地
(1) 中学校教諭一種免許状(外国語(英語))、平25中一第32号、平成25年10月31日、栃木県教育委員会、小林 亮介、栃木県
(2) 高等学校教諭一種免許状(外国語(英語))、平25高一第14号、平成25年10月31日、栃木県教育委員会、小林 亮介、栃木県
2 失効の年月日 令和8年6月10日
3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

行旅死之人

本籍・住所・氏名不詳、推定70歳代前後、男性、身長167センチメートルくらい、頭髮12センチメートル、白髪、体格中肉
上記の者は、令和8年6月8日午後5時31分頃、東京都新宿区西落合3丁目12番1号フラスコ西落合106にて、死亡しているを発見されました。遺体は、火葬に付し遺骨を保管しています。心当たりのある方は、新宿区福祉部生活福祉課まで申し出てください。

令和8年7月15日
新宿区長 吉住 健一
東京都

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

北海道札幌市白石区本通十二丁目南七番一四号 株式会社清和機工エンジニアリング
代表清算人 熊木 和子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

札幌市中央区南三条東二丁目一〇番地一
リビオ大通一〇一号
有限会社藤澤不動産鑑定事務所
清算人 藤澤 豊喜

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

北海道石狩郡当別町太美町一四八八番地二二三三
クラタ建設有限会社
清算人 蔵田 英幸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

札幌市豊平区平岸三条六丁目一番七号
有限会社桐光商会
清算人 阪本 正博

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

北海道旭川市二条通十六丁目右三三三
有限会社永井木材店
清算人 永井 修

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

岩手県岩手郡岩手町大字川口第一四地割二六番地三 有限会社おしやれプラザさとう
清算人 佐藤 陽子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第一一地割六四一〇 合同会社Connect I
清算人 佐々木康子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

宮城県名取市ゆりが丘二丁目五番地の二一
有限会社松木
清算人 佐藤 祐輔

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

宮城県石巻市門脇字捨喰三九番地の七
有限会社B P丸正
清算人 佐々木正春

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

山形県長井市本町二丁目八番一六二二二
株式会社吉田カメラ長井鶴岡店
代表清算人 佐藤 一成

解散公告

当法人は、令和八年五月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

山形県酒田市みずほ一丁目一八番一三三
特定非営利活動法人エオヒップス
清算人 富樫 清隆

解散公告

当認可地縁団体は、令和八年六月十四開催の大字中浜区総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼八二一番地
認可地縁大字中浜区
代表清算人 川口 登